

議案第61号

加西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

加西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のと
おり制定する。

平成30年6月4日提出

加西市長 西村 和 平

加西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定による基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに法第79条第2項第1号の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者の資格を定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項に規定する基準は、次条から第8条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）をもって、その基準とする。

(評価結果の公表)

第3条 指定居宅介護支援の事業又は基準該当居宅介護支援の事業を行う事業者（以下「指定居宅介護支援等事業者」という。）は、省令第12条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(居宅サービス計画への利用者意向の尊重)

第4条 介護支援専門員は、省令第13条第8号（同条第16号及び省令第30条において準用する場合を含む。）の規定による居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

(介護支援専門員に対する計画的な研修の実施)

第5条 指定居宅介護支援等事業者は、省令第19条第3項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定による研修の実施計画を介護支援専門員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。

(事故の発生又は再発の防止措置)

第6条 指定居宅介護支援等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅介護支援の事業又は基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護

支援等事業所」という。)の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を介護支援専門員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び介護支援専門員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の保存年限)

第7条 省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

(利用者に対する虐待の禁止)

第8条 指定居宅介護支援等事業所の介護支援専門員その他の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格)

第9条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人(加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)の支配を受けていない者に限る。)とする。

(暴力団等の排除)

第10条 指定居宅介護支援等事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(審議事項)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市へ移管されることとなったことから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの。

【概要】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）をもって、その基準とすることとし、兵庫県が独自に基準を定めていたものについては、県条例に準じて独自基準として以下のとおり定める。

- ・ 指定居宅介護支援事業の自己評価結果の公表
- ・ 居宅サービス計画への利用者意向の尊重
- ・ 介護支援専門員に対する計画的な研修の実施
- ・ 事故の発生又は再発の防止措置
- ・ 利用者に対する虐待の禁止
- ・ 暴力団等の排除 等